

(別紙1－4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業及び定置漁業（漁業法第60条第3項に規定する定置漁業）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、第2の1の漁業に14.7トン、第2の2の漁業に0.1トンを配分し、残りの数量の2割を本県の留保枠とし、残りの数量の8割は、第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

また、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、2割を本県の留保枠とし、残りの8割を第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の下承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。